

Ⅲ変更登録申請について

(本籍・住所・氏名・事務所・電話番号等に変更が生じた場合)

変更登録に必要な書類

1. 申請書

行政書士変更登録申請書(正副各1通)
変更箇所のみ新・旧を記入する。

2. 添付書類

(1) 本籍及び氏名変更のとき

戸籍抄本発行日から3ヶ月以内のもの(省略のないもの)

(2) 住所変更のとき

住民票発行日から3ヶ月以内のもの(省略のないもの)

(3) 住居表示変更のとき

市町村長の証明書

(4) 事務所変更のとき

(A) 事務所の所有権を証する書面

① 自己所有の時(次のうちいずれか)

- ・家屋課税台帳登録事項証明書
- ・建物の登記簿謄(抄)本
- ・建物の権利証(写)
- ・家屋評価証明書
- ・建築確認通知書、建築検査済み証(新築の時)

(注) 権利証記載事項と住居表示と不一致の時は、市町村長証明書又は申立書必要

② 賃貸借のとき

- ・賃貸借契約書(写) 原本の提示を要する
- ・公営、公社、公団住宅の時は、禁止条項の解除承諾書添付

③ 使用貸借のとき

- ・承諾書又は同意書(日行連制定のもの)
- (建物の所在地、使用期間、使用目的、使用範囲、承諾日の記載を要する)

④ 転貸借となる時

- ・賃貸契約書(写)、転貸禁止条項のあるときは、貸し主の承諾書添付

(B) 事務所の位置図、平面図

① 位置図・・・目標(駅、停留所)から事務所までの略図

(住宅地図のコピー不可)

② 平面図・・・独立事務所→事務機器等配置明示

(入り口及び外側寸法表示)

・・・合同事務所→他の事務所との独立区分を見取図で明示

(c) 事務所の外観、内部を示す写真(事務所の位置を確認するため)

- ① 事務所外観(入口のわかる全体写真) 1枚
- ② 事務所内部(机、椅子の配置、事務所内部全体写真) 1枚

(D) 行政書士証票用写真(縦3cm x 横2.5cm) 1旧行政書

士証票は返却すること

旧行政書士証票紛失の時は、誓約書の提出必要

3. 変更登録手数料

4, 0 0 0 円(住居表示または電話番号のみ変更のときは、無料)

注) 単位会変更 5, 0 0 0 円

登録抹消について(廃業のとき)

登録抹消に必要な書類

1. 登録抹消届出書(正副各 1 通)・・・氏名は必ず自署のこと
職印紛失のとき→届出書記入のうえ認印押印
本会より連合会へ顛末書の添付を要する
- 2 行政書士登録証
登録証紛失のとき→誓約書
3. 行政書士証票・・・写真入ラミネート(日本行政書士会連合会発行)
証票紛失のとき→誓約書
- 4 職務上請求書(2 冊・1 冊)提出を要する (No.
(No.
使用済み又は使用中の控えは点検後、後日返却します
5. 退会届(様式第 5 号) 富山県行政書士会宛
6. 会員証(A4 判)
会員証紛失のとき→会員証紛失届出書
- 7 会員証(身分証票)・・・写真入ラミネート(富山県行政書士会発行) H14. 7. 1 以降入会者は不要
会員証紛失のとき→会員証(身分証票)紛失届出書
8. 届出済証明書(申請取次行政書士) 写真入りラミネー
ト申請取次行政書士の資格を持っている方の
み

なお、上記の登録抹消に必要な書類を提出された場合であっても、日本行政書士会連合会会則 4 6 条の 2 の規定により、登録の抹消が留保されるときがあります。

(注) 2 . 3 . 6 . 7 については原本を返却すること。

登録抹消について(死亡のとき)

登録抹消に必要な書類・・・(法定代理人又は相続人の氏名・認印を要する)

1. 登録抹消届出書(正副各1通)
2. 死亡が確認できる書面
戸籍抄本(原本)、住民票(原本)、死亡診断書(写し可)のいずれか
3. 行政書士登録証
登録証紛失のとき→誓約書
4. 行政書士証票・・・写真入ラミネート(日本行政書士会連合会発行) 証票紛失のとき
→誓約書
5. 職務上請求書(2冊・1冊)提出を要する) (No.
使用済み又は使用中の控えは点検後、後日返却します
- 6 会員証(B5 判)
会員証紛失のとき→会員証紛失届出書
7. 会員証(身分証票)・・・写真入ラミネート(富山県行政書士会発行) 会員証紛失のとき
→会員証(身分証票)紛失届出書

(注) 3 . 4 . 6 . 7 については原本を返却すること。

H14. 7. 1 以降入会者は不要

Ⅲ 変更登録申請について

(本籍・住所・氏名・事務所・電話番号等に変更が生じた場合)

変更登録に必要な書類

1. 申請書

行政書士変更登録申請書 (正副各1通)

変更箇所のみ新・旧を記入する。

2. 添付書類

(1) 本籍及び氏名変更のとき

戸籍抄本 発行日から3ヶ月以内のもの (省略のないもの)

(2) 住所変更のとき

住民票 発行日から3ヶ月以内のもの (省略のないもの)

(3) 住居表示変更のとき

市町村長の証明書

(4) 事務所変更のとき

(A) 事務所の所有権を証する書面

① 自己所有の時 (次のうちいずれか)

- ・家屋課税台帳登録事項証明書
- ・建物の登記簿謄 (抄) 本
- ・建物の権利証 (写)
- ・家屋評価証明書
- ・建築確認通知書、建築検査済み証 (新築の時)

(注) 権利証記載事項と住居表示と不一致の時は、市町村長証明書又は申立書必要

② 賃貸借のとき

- ・賃貸借契約書 (写) 原本の提示を要する
- ・公営、公社、公団住宅の時は、禁止条項の解除承諾書添付

③ 使用貸借のとき

- ・承諾書又は同意書 (日行連制定のもの)
- (建物の所在地、使用期間、使用目的、使用範囲、承諾日の記載を要する)

④ 転貸借となるとき

- ・賃貸契約書 (写)、転貸禁止条項のあるときは、貸し主の承諾書添付

(B) 事務所の位置図、平面図

① 位置図・・・目標 (駅、停留所) から事務所までの略図

(住宅地図のコピー不可)

② 平面図・・・独立事務所 → 事務機器等配置明示

(入り口及び外側寸法表示)

・・・合同事務所 → 他の事務所との独立区分を見取図で明示

(C) 事務所の外観、内部を示す写真 (事務所の位置を確認するため)

- ① 事務所外観 (入口のわかる全体写真) 1枚
- ② 事務所内部 (机、椅子の配置、事務所内部全体写真) 1枚

(D) 行政書士証票用写真 (縦3cm×横2.5cm) 1枚

旧行政書士証票は返却すること

旧行政書士証票紛失の時は、誓約書の提出必要

3. 変更登録手数料

4,000円 (住居表示または電話番号のみ変更のときは、無料)

注) 単体会変更 5,000円

登録抹消について（廃業のとき）

登録抹消に必要な書類

1. 登録抹消届出書(正副各1通)・・・氏名は必ず自署のこと
職印紛失のとき→届出書記入のうえ認印押印
本会より連合会へ願末書の添付を要する
2. 行政書士登録証
登録証紛失のとき→誓約書
3. 行政書士証票・・・写真入ラミネート(日本行政書士会連合会発行)
証票紛失のとき→誓約書
4. 職務上請求書(2冊 ・ 1冊)提出を要する
(No. ~No.) (No. ~No.)
使用済み又は使用中の控えは点検後、後日返却します
5. 退会届(様式第5号)富山県行政書士会宛
6. 会員証(A4判)
会員証紛失のとき→会員証紛失届出書
7. 会員証(身分証票)・・・写真入ラミネート(富山県行政書士会発行) H14.7.1以降入会者は不要
会員証紛失のとき→会員証(身分証票)紛失届出書
8. 届出済証明書(申請取次行政書士)写真入りラミネート
申請取次行政書士の資格を持っている方のみ

なお、上記の登録抹消に必要な書類を提出された場合であっても、日本行政書士会連合会
会則46条の2の規定により、登録の抹消が留保されることがあります。

(注) 2. 3. 6. 7については原本を返却すること。

登録抹消について（死亡のとき）

登録抹消に必要な書類・・・（法定代理人又は相続人の氏名・認印を要する）

1. 登録抹消届出書（正副各1通）
2. 死亡が確認できる書面
戸籍抄本（原本）、住民票（原本）、死亡診断書（写し可）のいずれか
3. 行政書士登録証
登録証紛失のとき→誓約書
4. 行政書士証票・・・写真入ラミネート（日本行政書士会連合会発行）
証票紛失のとき→誓約書
5. 職務上請求書（ 2冊 ・ 1冊 ）提出を要する
（No. ~No. ） （No. ~No. ）
使用済み又は使用中の控えは点検後、後日返却します
6. 会員証（B5判）
会員証紛失のとき→会員証紛失届出書
7. 会員証（身分証票）・・・写真入ラミネート（富山県行政書士会発行） H14.7.1以降入会者は不要
会員証紛失のとき→会員証（身分証票）紛失届出書

（注） 3. 4. 6. 7については原本を返却すること。